

出納員に対する委任事項（平成20年岩手県告示第99号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>3 1に掲げるもののほか、岩手県県税センター管理課長である出納員に対する委任事項</p> <p><u>(1) 自動車税の環境性能割及び種別割に係る始動票札の売渡金の収納及び保管を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第29条の9第1項の規定により自動車税の環境性能割の賦課徴収の例によることとされる軽自動車税の環境性能割に係る始動票札の売渡金の収納及び保管を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 軽自動車税の環境性能割及びこれに附帯する歳入歳出外現金（以下「軽自動車税環境性能割等」という。）並びに軽自動車税環境性能割等に係る保管有価証券の出納（支払請求書による資金の交付を含む。）及び保管（会計規則第120条第2号エの区分により整理される軽自動車税環境性能割等の保管を除く。）を行うこと。</u></p> <p><u>(4) 軽自動車税環境性能割等（会計規則第120条第2号エの区分により整理されるものを除く。）の記録管理を行うこと。</u></p>	<p>3 1に掲げるもののほか、岩手県県税センター管理課長である出納員に対する委任事項</p> <p>自動車税に係る始動票札の売渡金の収納及び保管を行うこと。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	